中間とりまとめ以降における運営について(案)

1 基本方針

(体制)

中間とりまとめ以降は、基本的に従来の15分野(縦串分野)に沿って検討分野横断的テーマに係る課題については、可能な限り個別の縦串分野の中で検討。特に横断的に検討することが欠かせないものについてのみ、引き続き分野横断的WGを設置運営(下記2参照)

(課題、運営方法等)

中間とりまとめ内容の深堀りに加えて、産業界等各界各層からの要望を精査し広く取り上げて課題として検討。

また、基本方針 2002 など既往の政府方針に係る規制改革関連課題についても検討

なお、規制改革特区関連では、官房特区室と連携(全国的な取組みにつなぎ得るかどうか課題を精査)

2 具体的な体制

- ワーキンググループー

(参考)

第2次答申における章立で・項目構成(見 込み)

(分野別WG) < 従来どおり >

ΙT

環境

競争政策 / 法務・金融

教育・研究

医療

福祉等

雇用・労働

農林水産業・流通

エネルギー・運輸

住宅・土地、公共工事

基準認証・資格制度、危険物・保安

(各界各層の要望のうち、上記にはま

らないものを含む)

(分野横断的テーマWG)

官製市場見直し

事後チェックルール

規制改革特区

(第1章 横断的分野)

新規事業創出

官製市場見直し

ビジネス・生活インフラ整備

事後チェックルール整備

規制改革特区

(第2章 各分野) 第1章掲載分も再掲

医療

福祉・保育等

人材(労働)

教育

環境

都市再生

競争政策

法務

金融

農林水産

流通

エネルギー

運輸

基準認証等

手続簡素化等